

障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十七号

障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

障害者自立支援法施行細則（平成十八年広島県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則

第一条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第五条を次のように改める。

第五条 法第五十三条第一項及び法第五十六条第一項の規定による申請は、別記様式第五号による支給認定申請書により行うものとする。

2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「省令」という。）第三十五条第二項の規定により前項の申請書に添付することとされている医師の意見書又は診断書は、別記様式第七号による診断書兼意見書によるものとする。

第六条第一項中「育成医療」の下に「（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号。以下「令」という。）第一条の二第一号に規定する育成医療をいう。以下同じ。）」を加え、「第一条第二号」を「第一条の二第二号」に改め、同条第二項中「精神通院医療」の下に「（令第一条の二第二号に規定する精神通院医療をいう。以下同じ。）」を加える。

別記様式第一号中

「 障害者自立支援法に規定する事業者（施設）に係る指定（の更新）を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。」

を

「 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する事業者（施設）に係る指定（の更新）を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。」

に改める。

別記様式第一号の二中

「 障害者自立支援法に規定する事業者（施設）の指定に係る事項を変更したいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。」

を

「 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する事業者（施設）の指定に係る事項を変更したいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。」

ひらがな。

別記様式第三号の三(画)中

「障害者自立支援法の該当する条文(事業者の区分)」	(1) 法第51条の2 (指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者)		
	(2) 法第51条の31 (指定相談支援事業者)	法令遵守責任者の氏名 (フリガナ)	生年月日
		第2号	
	第3号	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要	
第4号	業務執行の状況の監査の方法の概要		

や

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の該当する条文(事業者の区分)」	(1) 法第51条の2 (指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者)			
		(2) 法第51条の31 (指定相談支援事業者)	法令遵守責任者の氏名 (フリガナ)	生年月日
	第2号			
	第3号		業務が法令に適合することを確保するための規程の概要	
第4号	業務執行の状況の監査の方法の概要			

ひらがな、画(画)中

「5 「障害者自立支援法の該当する条文(事業者の区分)」欄は、該当する項目番号に○を付けること。」

「5 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の該当する条文(事業者の区分)」欄は、該当する項目番号に○を付けること。」

ひらがな。

別記様式第四号を次のようにひらがな。

様式第四号 画

別記様式第五号中「障害者自立支援法」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」ひらがな。

別記様式第六号を次のようにひらがな。

様式第六号 画

別記様式第七号中

⑧ 現在の障害福祉サービス等の利用状況
(障害者自立支援法に規定する自立訓練（生活訓練）、共同生活援助（グループホーム）、居宅介護（ホームヘルプ）等）、その他の障害福祉サービス、訪問看護、生活保護の有無等)

や

⑨ 現在の障害福祉サービス等の利用状況
(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する自立訓練（生活訓練）、共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）、居宅介護（ホームヘルプ）等）、その他の障害福祉サービス、訪問看護、生活保護の有無等)

ひさる。

別記様式第1号(画)中

「 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）としての指定を受けるため、上記のとおり申請します。」

や

「 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）としての指定を受けるため、上記のとおり申請します。」

ひさる。 画(画)中 「障害者自立支援法第59条第3項」 や 「障害者総合支援法第59条第3項」

」

「 2 第5号関係

障害者自立支援法及びその他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、薬事法、薬剤師法、介護保険法及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わる者。

や

「 2 第5号及び第5号の2関係

障害者総合支援法及びその他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、薬事法、薬剤師法、介護保険法及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、労働基準法、最低賃金法及び賃金の支払の確保等に関する法律）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わる者、又は執行を受けることとなるまでの者。

ひさる。 「障害者自立支援法の」 や 「障害者総合支援法の」 ひさる。

別記様式第1号(画)中

「 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）としての指定を受けるため、上記のとおり申請します。」

や

「 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）としての指定を受けるため、上記のとおり申請します。」

「 2 第5号関係
障害者自立支援法及びその他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、薬事法、薬剤師法、介護保険法及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの者。」

「 2 第5号関係

「 2 第5号関係
障害者自立支援法及びその他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、薬事法、薬剤師法、介護保険法及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの者。」

「 2 第5号及び第5号の2関係

「 2 第5号及び第5号の2関係
障害者総合支援法及びその他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、薬事法、薬剤師法、介護保険法及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、労働基準法、最低賃金法及び賃金の支払の確保等に関する法律）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなるまでの者。」

「 2 第5号及び第5号の2関係
障害者自立支援法の」

「 2 第5号及び第5号の2関係
障害者自立支援法の」

「 2 第5号及び第5号の2関係
障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）としての指定を受けるため、上記のとおり申請します。」

「 2 第5号関係

「 2 第5号関係
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）としての指定を受けるため、上記のとおり申請します。」

「 2 第5号関係
障害者自立支援法及びその他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、薬事法、薬剤師法、介護保険法及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの者。」

「 2 第5号関係

「 2 第5号関係
障害者自立支援法及びその他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、薬事法、薬剤師法、介護保険法及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの者。」

や

「 2 第5号及び第5号の2関係

障害者総合支援法及びその他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、乗車法、乗剂師法、介護保険法及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、労働基準法、最低賃金法及び賃金の支払の確保等に関する法律）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。

ひ' 「障害者自立支援法の」 や 「障害者総合支援法の」 ひさる。

Ⓐ 障害者自立支援法

「 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療）としての指定を受けるため、上記のとおり申請します。」

や

「 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療）としての指定を受けるため、上記のとおり申請します。」

ひさる' Ⓐ 障害者自立支援法第59条第3項」 や 「障害者総合支援法第59条第3項

」ひ'

「 2 第5号関係

障害者自立支援法及びその他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、乗車法、乗剂師法、介護保険法及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。

や

「 2 第5号及び第5号の2関係

障害者総合支援法及びその他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、乗車法、乗剂師法、介護保険法及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、労働基準法、最低賃金法及び賃金の支払の確保等に関する法律）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。

ひ' 「障害者自立支援法の」 や 「障害者総合支援法の」 ひさる。

Ⓐ 障害者自立支援法

「 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療）としての指定を受けるため、上記のとおり申請します。」

や

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療）としての指定を受けるため、上記のとおり申請します。」

ひらがな 仮称(2) 中 「障害者自立支援法第59条第3項」 や 「障害者総合支援法第59条第3項

」ひ

「2 第5号関係

障害者自立支援法及びその他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、乗車法、薬剤師法、介護保険法及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わる者、又は執行を受けることがなくなるまでの者。

や

「2 第5号及び第5号の2関係

障害者総合支援法及びその他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、乗車法、薬剤師法、介護保険法及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、労働基準法、最低賃金法及び賃金の支払の確保等に関する法律）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わる者、又は執行を受けることがなくなるまでの者。

ひ' 「障害者自立支援法の」 や 「障害者総合支援法の」 ひらがな。

仮称(2) 中 仮称(2) 中

「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療）としての指定を受けるため、上記のとおり申請します。」

や

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療）としての指定を受けるため、上記のとおり申請します。」

ひらがな 仮称(2) 中 「障害者自立支援法第59条第3項」 や 「障害者総合支援法第59条第3項

」ひ

「2 第5号関係

障害者自立支援法及びその他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、乗車法、薬剤師法、介護保険法及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わる者、又は執行を受けることがなくなるまでの者。

や

「 2 第5号及び第5号の2関係

障害者総合支援法及びその他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、乗車法、乗船師法、介護保険法及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、労働基準法、最低賃金法及び賃金の支払の確保等に関する法律）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。

ロ「障害者自立支援法の」や「障害者総合支援法の」ハダダダ。

児童福祉法第三十三條の三ロ中

「 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）としての指定の更新を受けるため、上記のとおり申請します。」

や

「 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第60条第1項の規定による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）としての指定の更新を受けるため、上記のとおり申請します。」

ハダダダ「ロ中」障害者自立支援法第59条第3項」や「障害者総合支援法第59条第3項

」ロ

「 2 第5号関係

障害者自立支援法及びその他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、乗車法、乗船師法、介護保険法及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。」

や

「 2 第5号及び第5号の2関係

障害者総合支援法及びその他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、乗車法、乗船師法、介護保険法及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、労働基準法、最低賃金法及び賃金の支払の確保等に関する法律）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。」

ロ「障害者自立支援法の」や「障害者総合支援法の」ハダダダ。

児童福祉法第三十三條の三ロ中

「 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による指定自立支援

医療機関（育成医療・更生医療）としての指定の更新を受けるため、上記のとおり申請します。

や

「 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第60条第1項の規定による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）としての指定の更新を受けるため、上記のとおり申請します。」

ひらがな、カタカナ、漢字「障害者自立支援法第59条第3項」や「障害者総合支援法第59条第3項

」ひ

「 2 第5号関係

障害者自立支援法及びその他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、乗車法、乗船師法、介護保険法及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなるまでの者。

や

「 2 第5号及び第5号の2関係

障害者総合支援法及びその他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、乗車法、乗船師法、介護保険法及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、労働基準法、最低賃金法及び賃金の支払の確保等に関する法律）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなるまでの者。

ひ、 「障害者自立支援法の」や「障害者総合支援法の」ひらがな。

カタカナ、漢字「第113条の2」

「 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）としての指定の更新を受けるため、上記のとおり申請します。」

や

「 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第60条第1項の規定による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）としての指定の更新を受けるため、上記のとおり申請します。」

ひらがな、カタカナ、漢字「障害者自立支援法第59条第3項」や「障害者総合支援法第59条第3項

」ひ

「 2 第5号関係

障害者自立支援法及びその他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看

看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、乗事法、乗剂師法、介護保険法及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律)の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなるまでの者。

」

「 2 第5号及び第5号の2関係

障害者総合支援法及びその他の法律 (児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、乗事法、乗剂師法、介護保険法及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、労働基準法、最低賃金法及び賃金の支払の確保等に関する法律)の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなるまでの者。

」

」 「障害者自立支援法の」 「障害者総合支援法の」 以下

「 2 第5号及び第5号の2関係

障害者自立支援法 (平成17年法律第123号) 第60条第1項の規定による指定自立支援医療機関 (精神通院医療) としての指定の更新を受けるため、上記のとおり申請します。

」

」

「 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。) 第60条第1項の規定による指定自立支援医療機関 (精神通院医療) としての指定の更新を受けるため、上記のとおり申請します。

」

」 「障害者自立支援法第59条第3項」 「障害者総合支援法第59条第3項

」 以下

「 2 第5号関係

障害者自立支援法及びその他の法律 (児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、乗事法、乗剂師法、介護保険法及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律)の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなるまでの者。

」

」

「 2 第5号及び第5号の2関係

障害者総合支援法及びその他の法律 (児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、乗事法、乗剂師法、介護保険法及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、労働基準法、最低賃金法及び賃金の支払の確保等に関する法律)の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなるまでの者。

」

」 「障害者自立支援法の」 「障害者総合支援法の」 以下

「 2 第5号及び第5号の2関係

」

「 障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 60 条第 1 項の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療）としての指定の更新を受けるため，上記のとおり申請します。」

や

「 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第60条第 1 項の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療）としての指定の更新を受けるため，上記のとおり申請します。」

ひきかゝ 匡懲ぞ(ニ) 中 「障害者自立支援法第 59 条第 3 項」 や 「障害者総合支援法第 59 条第 3 項」

」ひ

「 2 第 5 号関係

障害者自立支援法及びその他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、薬事法、薬剤師法、介護保険法及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わる者、又は執行を受けることがなくなるまでの者。

や

「 2 第 5 号及び第 5 号の 2 関係

障害者総合支援法及びその他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、薬事法、薬剤師法、介護保険法及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、労働基準法、最低賃金法及び賃金の支払の確保等に関する法律）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わる者、又は執行を受けることがなくなるまでの者。

ひ' 「障害者自立支援法の」 や 「障害者総合支援法の」 ひきかゝ。

匡証懲ぞ(ニ) 中 匡中

「 障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 60 条第 1 項の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療）としての指定の更新を受けるため，上記のとおり申請します。」

や

「 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第60条第 1 項の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療）としての指定の更新を受けるため，上記のとおり申請します。」

ひきかゝ 匡懲ぞ(ニ) 中 「障害者自立支援法第 59 条第 3 項」 や 「障害者総合支援法第 59 条第 3 項」

」ひ

「 2 第 5 号関係

障害者自立支援法及びその他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、薬事法、薬剤師法、介護保険法及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）

規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。」

や

「 2 第5号及び第5号の2関係

障害者総合支援法及びその他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、薬事法、薬剤師法、介護保険法及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、労働基準法、最低賃金法及び賃金の支払の確保等に関する法律）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。」

ひ「障害者自立支援法の」や「障害者総合支援法の」ひさるる。

ろ冠總名録十回かゝるろ冠總名録十回かゝるの總名冊

「 障害者自立支援法第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療・精神通院医療）としての指定を受けた事項を変更しましたので、同法第64条の規定により次のとおり届け出ます。」

や

「 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療・精神通院医療）としての指定を受けた事項を変更しましたので、同法第64条の規定により次のとおり届け出ます。」

ひさるる。

ろ冠總名録十回かゝる

「 障害者自立支援法第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療・精神通院医療）について、次のとおり（休止・廃止・再開）しましたので障害者自立支援法施行規則第63条の規定により届け出ます。」

「 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項の規

定による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療・精神通院医療）について、次のとおり（休止・廃止・再開）しましたので障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第63条の規定により届け出ます。」

ひさるる。

ろ冠總名録十回かゝる

「 障害者自立支援法第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療・精神通院医療）について、次のとおり（医療法・健康保険法・薬事法）の規定による処分を受けましたので障害者自立支援法施行規則第63条の規定により届け出ます。」

「 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療・精神通院医療）について、次のとおり（医療法・健康保険法・介護保険法・薬事法）の規定による処分を受けましたので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第63条の規定により届け出ます。」

第68号。
第69条第16号中

「 障害者自立支援法第 59 条第 1 項の規定による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療・精神通院医療）について，同法第 65 条の規定により次のとおり指定を辞退するので障害者自立支援法施行令第 40 条の規定により届け出ます。」

「 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 59 条第 1 項の規定による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療・精神通院医療）について，同法第 65 条の規定により次のとおり指定を辞退するので障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 40 条の規定により届け出ます。」

第69号。
第70条第11号中

「1 上記のとおり障害福祉サービス事業等を開始しますので，障害者自立支援法第 79 条第 2 項の規定により届け出ます。
2 上記のとおり障害者自立支援法第 79 条第 2 項の規定により届け出た事項を変更しましたので，同条第 3 項の規定により届け出ます。」

第70号。
第71条第11号中

「1 上記のとおり障害福祉サービス事業等を開始しますので，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 79 条第 2 項の規定により届け出ます。
2 上記のとおり障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 79 条第 2 項の規定により届け出た事項を変更しましたので，同条第 3 項の規定により届け出ます。」

第71号。第72条第2号中

「12 開始の届出をする際には，この届出書に障害者自立支援法施行規則第 66 条第 2 項に掲げる書類を添付すること。」

第72号。
第73条第11号中

「12 開始の届出をする際には，この届出書に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 66 条第 2 項に掲げる書類を添付すること。」

第73号第11号中

「 上記のとおり障害福祉サービス事業等を 廃止 しますので，障害者自立支援法第 79 条第 4 項の規定により届け出ます。」

「 上記のとおり障害福祉サービス事業等を 廃止 しますので，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 79 条第 4 項の規定により届け出ます。」

第74号。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の障害者自立支援法施行細則による様式でしている申請その他の手続は、この規則による改正後の障害者自立支援法施行細則の様式による申請その他の手続とみなす。